

(別添 1)

令和元年 7 月 30 日

各都道府県多重債務者相談担当部局長

各都道府県商工担当部局長

殿

多重債務者対策本部

日本弁護士連合会

日本司法書士会連合会

日本司法支援センター

「多重債務者相談強化キャンペーン 2019」に関する協力について（依頼）

平成 19 年 4 月、内閣に設置された多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、直ちに取り組むべき網羅的な施策がとりまとめられました。本「プログラム」に基づき、全国の自治体等における相談窓口の整備が進められてきたところですが、これら相談窓口の認知度の向上や、これを通じた潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、平成 20 年度より「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施してきているところです。

平成 22 年 6 月の改正貸金業法完全施行により、多重債務問題は一時と比べ落ち着きをみせているところですが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるところです。

このため、本年度も、9 月 1 日から 12 月 31 日までのキャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体（全国の商工会議所、商工会及び都道府県中小企業団体中央会）が共同で無料相談会の開催などの取組を行う「多重債務者相談強化キャンペーン 2019」を実施することといたしました。この中で、特に、メンタルヘルスや家計管理支援への対応、生活再建のためのセーフティネット制度の紹介等を行う、消費者及び事業者を対象とした無料相談会等（受付時間の延長や電話による相談受付等を含む。）の開催や生活困窮者自立支援事業に係る相談窓口との連携と併せて、ヤミ金融の利用防止に係る周知・広報を行うこととしております。

また、本年 4 月には「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定、閣議決定されており、その取組を進めることが求められております。相談対応におきましては、最近のギャンブル依存症対策に係る動向に御留意いただき、特に、本年 3 月に更新致しました「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務者問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」についても御活用頂ければ幸いです。

各都道府県におかれましては、キャンペーンの実施にあたり、趣旨に御理解賜り、是非、積極的な御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、無料相談会を含むキャンペーン期間中の取組については、各都道府県のお求めに応じ、各財務局・支局及び沖縄総合事務局において最大限の協力をいたしますので、必要があれば、お声掛けください。

本件に関する問い合わせ先

金融庁企画市場局信用制度参事官室

判藤、迫、村上

TEL : 03-3506-6000（内線 3566、3576）